

食料品高騰・食品ロス対策事業の実施状況について

令和5年6月議会で補正予算を議決いただいた食料品高騰・食品ロス対策事業について、実施状況を報告します。

1. 事業の概要

食料品価格が高騰するなかで、消費・賞味期限が近い食料品の値引き販売コーナーを設置する食料品小売業者（以下「対象事業者」という。）に対して補助を行うことで、生活者の食料品購入支援と食品ロスの削減を図りました。

あわせて対象事業者には食品ロス削減の啓発物品を支給し、10月の食品ロス削減月間を中心に、多くの店舗で一斉に啓発物品を掲示することで、市民の食品ロス削減の意識を高め、ごみの減量化にもつなげることを目指しました。

今回の事業を一つの契機として、食品ロス削減の取り組みを今後も一層推進していきます。

2. 実施状況

- (1) 申請期間 令和5年8月1日～令和5年9月15日
- (2) 実施期間 給付決定後～令和6年1月31日
- (3) 実績
 - ①実施店舗数 168店舗
 - ②給付内訳 10万円：46店舗 5万円：119店舗 啓発物品のみ：3店舗
 - ③給付総額 1,055万円
- (4) 啓発実施状況



店舗での掲示状況



店頭のぼりと棚用ポップ